

会 議 名 (審議会等名)	第7回川西市立学校校区審議会		
事 務 局 (担 当 課)	教育委員会教育振興部学校教育室学務課 (内線3385)		
開 催 日 時	平成21年2月20日(金)午後5時10分～午後7時10分		
開 催 場 所	川西市役所4階 庁議室		
出 席 者	委 員	植木壽子、三上和夫、米川英樹、足立直正、石村万寿美、釜本孝彦、安井正弘、安田末廣、秋田修一、中井成郷、則兼千世	
	そ の 他		
	事 務 局	牛尾教育振興部長、幸田総務調整室長、仲学校教育室長、仲岡学務課長、尾辻学務課長補佐、稲野学務課主査、夏目学務課主査、尾屋学務課主任	
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 議 事 (1) 校区外就学希望制度の制度検証について		
会 議 結 果	(1) 審議経過のとおり		

会 長	<p>こんばんは。早速開会して討論をすべきところですが、この間いくつかの議題が重なって、繋がっておりまして、この会議で、どのような順序で何を論ずべきかという事も含めて、いくつかあります。事務局の方から、経過と浮上している論点、そして今日話題にした方がよいという論点をいくつか指摘して頂きまして、そこからお話をお諮りしたいと思えます。</p>
事務局	<p>審議を進めて頂くに当たりまして、お願いでございます。前回の審議会で、ステラヒルズ川西の校区設定について、審議をお願いしておりましたが、今現在は中断している状態です。また、先般、ステラヒルズ川西の施工業者が、民事再生の手続きを行っているという事を申し上げました。特に変化はございませんが、その経過をご説明致します。昨年10月15日付けで民事再生の手続きが開始され、2月6日付けで再生計画案が提出されたという事を、開発の担当課から聞いています。現在、施工業者とステラヒルズ川西とで協議を行っており、新たな業者等が決まったという事は聞いていません。以上がステラヒルズ川西の経緯でございます。</p> <p>続きまして、今日、本題としてご審議をお願いしています、校区外就学希望制度の検証ですが、平成17年度の入学者からこの制度を適用しており、ちょうど5年間経っていますので、その検証をお願いしたいという事で、先般資料をお送りしました。その内容に基づきまして、本日ご審議を頂きたいと思えます。</p> <p>この区域外就学希望制度の経緯と現状等について、ご説明させていただきます。この区域外就学希望制度については、平成17年度の入学者から制度を適用しています。まず通学区域制度に関する事ですが、児童や生徒が就学すべき学校というのは、学校教育法施行令に基づきまして、教育委員会が指定をしています。川西市では、道路や河川等の地理的な状況、また地域における歴史的経緯等の実情を踏まえながら、通学区域、いわゆる校区を設定しています。校区については、過去における大規模な住宅開発に伴って、一定の改正を重ね、平成9年度に加茂小学校と加茂西小学校の統廃合に伴い、平成9年4月1日に改正されたものが、現在適用となっております。その後、校区そのものに対する色々な要望、ミニ開発に伴う校区変更を求める要望等、また現行の校区において解決しなければならない課題等、抱えてきた現状がありました。具体的に申し上げますと、校区の境の地域において、通学距離、生活圈等を理由に、特にミニ開発やマンション建設に伴い、新たに住民となった保護者からの、就学校変更を希望する件数が増加してきた状況がありました。また従来より小学校から中学校に進学する際、2校に分かれる学校がある一方で、小学校区と中学校区が同一である学校があるという現状も、校区を巡る要望としてありました。古くなりますが、通学区域の制度については、平成8年には、国の行政改革委員会より学校選択の弾力化という提言もされ、その後、国の動きや各市</p>

町の判断により、学校選択制度を導入する事、またその手続きを明確にする事等、学校教育法の施行規則の改正が行われ、現在に至っています。

これらの状況を受け、問題となっていた課題、いわゆる地域の状況等を踏まえ、平成15年10月に教育委員会から通学区域制度の弾力化への取り組みについて、審議会に意見を求める諮問を行いました。その後、審議を重ねて頂き、平成16年4月に答申を頂きました。その答申の主な内容ですが、通学区域制度の弾力化への方向という事で、子どもが校区を離れる事となる学校を基準に5%を限度として、保護者や子どもの希望により、学校を選択する事が出来る事となりました。但し、5%の限度を超えた場合は、抽選となります。対象とする学校ですが、市内の全小中学校です。選択できる範囲は、隣接する学校で、対象となる児童・生徒は、小学校、中学校いずれも新1年生が対象となります。

そして、今回5年目の制度検証という事ですが、17年度と18年度の入学者が決定した後、まず第1回目の検証を行いました。その結果、色々と課題もありましたが、抽選に漏れた子どもへの対応という事で、当初は補欠制度はありませんでしたが、当選しなかった方について、上位から補欠として登録し、当選者が辞退した場合に、上位から繰り上げて当選とする補欠制度を、20年度の入学者から適用するという答申を頂きました。その答申を受けまして、市教委では20年度の入学者から補欠登録制度を導入したところでございます。今回、平成17年度入学者から5年間経過しています。この5年間の経過を踏まえた制度の検証を、5%、またその他の課題等について、ご審議を頂ければと考えております。

それでは、先般お送りしました資料の内容についてご説明しますので、資料をご覧ください。

事務局

資料1の校区外就学希望制度の申請状況という表をご覧ください。まず1ページですが、こちらは平成17年度入学から平成21年度入学までの申請状況を纏めたものです。具体的な見方については、2ページをご覧ください。これは平成17年度の小学校の申請状況です。まず横軸を見て頂きまして、真ん中あたりに多田東と書いているところがあると思います。多田東で言いますと、5%限度枠が8、8名まで出て良いですよとなっています。これに対して申請者が10名おられました。10名の内訳として、多田に1名、緑台に9名希望されています。さらに右に追って頂きますと、兄弟優先という欄がありますが、こちらが4となっています。これは、申請者10名の内、兄または姉が希望する学校へ既に就学している方が4名いましたので、この方々は、5%の抽選対象から除外となります。このため、抽選対象者が6名となり、5%限度枠8名に対し抽選対象者が6名でしたので、抽選がありませんでしたという見方となります。続いて受け入

れについてですが、縦軸をご覧ください。左から3列目の川西小学校の欄を見て頂きますと、5と2という数字が入っています。これは、加茂小学校から5名、桜が丘小学校から2名、合計で7名が川西小学校へ就学を希望されたという事です。但し、受入枠が5となっていますので、5名までしか受け入れ出来ません。このため、2名は抽選によって落選となっています。3ページは18年度、4ページは19年度となり、各年度毎の一覧表となっています。また、7ページからは中学校の一覧となっています。

これを見ますと、各年度で抽選のあった学校は、1校あるかないかといった状況ですが、資料の10ページ、平成20年度の中学校については、申請者が例年より多く、川西中学校、多田中学校、緑台中学校で抽選が発生しました。それぞれ、6名、4名、3名の方が、抽選により落選となりました。因みに、20年度に補欠登録となった方で、小学校で1名、中学校で2名の方が、当選辞退による繰り上げ当選となっています。今年度については、小学校、中学校とも申請者が前年度より減りまして、抽選となったのが緑台中学校だけで、5%限度枠6名に対して申請者が7名で、1名が補欠となりました。続きまして、資料2です。こちらは毎年4月に入学された、新1年生を対象にアンケートを実施しています。本机上配布しています資料で、校区外就学希望制度に関するアンケートという紙があると思いますが、こういったアンケートを実施しています。これを集計したものが資料2、校区外アンケートの集計です。小学校の集計ですが、約7割の方から回答を頂いております。まず校区外就学の申請をされた方で、誰の意志でされたかという問いですが、一番多かったのが「保護者」、続いて「本人と保護者で話し合っ」という回答です。「本人と保護者で話し合っ」という回答については、小学校1年生になるお子さんですので、ほぼ保護者の意見と見て良いのかなと考えています。次に申請をされなかった方で、申請しなかった理由としては、「希望する理由がないため」がほとんどを占めています。2番目としては「当然校区の学校に行くものと考えている」となっています。また、ウに、「抽選があるから申請しなかった」という項目があり、これを理由としている方もおられます。ウと答えた方に、抽選がなければ申請していたかという質問をしておりますが、ほぼ全ての方が、抽選がなければ申請していたという回答をされています。裏のページは中学校の集計となっていますが、こちらも7割前後の方に回答を頂いております。誰の意志で申請したかについては、一番多かったのが「本人と保護者で話し合っ」、2番目は「本人」という結果となっています。こちらは、中学1年生という年齢を考えると、小学生とは違い、ある程度本人が意見をしっかり言えるので、本人と保護者が話し合っ決めてというのが、妥当なのかなと思います。申請しなかった方の理由は、小学校と同じ傾向となっています。抽選がなければ申請していたかという項目についても、小学校と同じく申請していたという回答となっ

ています。やはり抽選があることによって、躊躇されている方も中にはおられるという結果となっています。このアンケート結果の集計ですが、17年度から20年度の集計となっており、21年度入学者がまだ入学されていませんので、集計には入っていません。新1年生入学後の4月以降にアンケートを実施する予定です。

次に資料3ですが、これは先程のアンケートの中で、自由意見を書く欄がありまして、そこに書かれた意見を羅列しています。これを見ていきますと、一番多かったのが「自分は申請しなかったが、選択できる制度があるのは良い」という意見で、「兄弟別々の学校になる可能性があるのでは何とかして欲しい」といった意見も多くありました。また、数は少ないですが、「校区の学校に行くのが当然であるので制度は不要」といったものや「市内全域、もしくは市を越えて選択できるようにして欲しい」という意見もあり、保護者の方の意見は多種多様で、なかなか全ての方に納得して貰える制度は難しいのかなと感じました。

説明が前後しますが、机上にお配りしている「校区外就学希望制度の概要」という資料をご覧ください。これは該当する家庭へ、申請用紙と共に郵送しているものです。5%の決め方についてですが、10月1日現在で名簿を出力し、新1年生の児童生徒数を把握します。そして、各学校毎の入学予定者に、5%を乗じた数字を上限としています。この数字を超えて希望があれば抽選となります。但し、兄弟が希望する学校へ既に就学している場合は、優先とし、5%枠から除外します。次に受入枠についてですが、10月1日現在の名簿からクラス数を算出し、そのクラス数に40を乗じたものを最大受入可能人数とします。最大受入可能人数から新入学予定人数を引いた人数を受入枠として設定します。受入枠については優先を設けておりませんので、兄弟が先に就学していても、枠を超えれば一律で抽選となります。何故かと言いますと、仮に優先を設けますと、兄弟優先の方だけで受入枠が一杯になった場合、新しい方が入れない等といった事も考えられますので、受入枠については優先という制度をとっていません。以上です。

会 長

今、二つのご報告で、中間総括というところの、基本的な資料としてどういうものを提出しているかというご説明がありました。委員の皆さんは、この資料を見ながら、色々考えた事があると思います。その資料を見られて、どういう事をお考えになりましたでしょうか。今日、事務局にまずお聞きしたいのは、5年間の制度の中間総括、概括は今日になりますか、それとも、4月の確定を待って、審議会としての結論を出せば良いのでしょうか。いずれにせよ、今日からこういう話は始めなければいけないというのは私も考えていますが、報告の概略はいつ頃を想定していますか。

事務局

本日お渡ししています資料に基づいて、ご審議頂ければと考えています。

会 長

今のお話のように、今日までの資料で審議を行い、一定の共通理解に達したものについ

事務局	<p>では、それなりに対外的に表示することになると思います。この審議会に求められている事は、5年間の制度運用の総括について議論をするという事です。そして議事録の公開をもってそれに当てるといふ、この審議会の議事を尊重するという形で残す事になります。どうでしょうか、事務局にお聞きします。この資料の面白さ、とりわけアンケートのボリュームに圧倒されまして、議事録を残すだけで良いのかなと心配になるほど、面白いものが沢山ありました。この辺についてどうお考えでしょうか。どの辺のところ、中間総括をしたことになるとお考えでしょうか。</p> <p>保護者の意見は色々ありますので、この意見をご覧頂いて、念頭に置きつつ、果たして5%という数字が今のままで妥当なのか、また兄弟の優先枠について、現状のままでよいのか、5年後にまた制度検証を予定していますが、今の時点でこの制度の運営が妥当であるのかといったところを、議論して頂けたらと思っています。</p>
会長	<p>様々な意見があるにしても、現行制度の5%、兄弟優先というような、いくつかの構成が段階的に出来ていますが、この制度を今の運用で妥当であるか。恐らく最も抜本的なのは、5%をもっと伸縮出来ないかといった事を考えると、かなり大胆な踏み出し方もありますし、少なくとも5%でやりながら、兄弟条項を含めて、色々と柔軟な方法を研究すると。あるいは、様々なご意見を、もう一度集約し直してみる事も、有り得るかも知れません。今日はその辺で、5%とか兄弟枠優先とか、いくつか含む制度運営を今の時点でどう評価するのか、これを一定の見解として述べて頂いて、そこに集中していくという方法を取りたいと思います。限られた時間の中ではありますが、委員の方がこれをどうお読みになったのかという事と、この制度をずっと見てこられた方は、どういうふうに纏められますでしょうか。</p>
委員	<p>全般的には、5年間施行してきたこの制度が、全国的な学校選択を含めた制度調整の中では、比較的柔軟できめ細かにやるという制度であったと、私は見えています。その中では、選択の方を優先し過ぎた、関東近辺の行き過ぎたところでは、見直しに入っています。こちらの方がゆっくりやっていましたが、それなりにしっかりと、実績の部分は確認しているという面もあります。ですから全国的にはばらつきがあると思いますが、その中でこの制度を、川西としては今後、どういう方向で考えるかという事を、議論の前提として討論の中で入れれば良いと思います。とりわけ地域の方、保護者の方、討論そのものに相当時間を掛ける訳にはいきませんので、ご意見として、述べて頂くに留まるかも知れませんが、是非お話し頂ければと思います。</p> <p>その前に、運営の面で質問したいのですが、先程の結論をいつまでに出すかという事で、今日の資料を使うというのは分かりましたが、今日、制度の見直しについて結論を出さなければいけないのでしょうか。議論の時間にも関わってきますので。</p>

事務局	本日ご審議頂いた内容によりまして、次回である程度の方向性を頂ければと考えています。
会長	本日の議論はそれとして、必要に応じて、次回にもう一回やる事も含めて、見解に達するという事も想定はされているという事ですね。
事務局	はい。
会長	<p>このやりとりではっきりした事は、いよいよもって委員の方々の総括評価と、今後の方向付けという、非常に大事な議題が出てくると思います。私も責任を感じます。是非一つよろしくお願い致します。</p> <p>では、今日は、まずは多くのご意見を賜るという事で、まだ5年には達していませんが、5年になろうとする制度をどの様に見てこられたか、そしてこの制度の色々な運用状況を示す資料についての評価はどうであるか、という様な事を、どこからでも、最も重要だと思われるところから、話題提供を頂こうかと思えます。</p> <p>この問題については、恐らく意見が各代表の立場によって、分かれてくると思います。とりわけ制度運用のところでは、どうしても色々な問題が出てくると思います。これらは、今日このところで、どちらが有利であるといった判断までいかななくても、違った意見がある場合は言って頂いて、という事をまず考えたいと思います。</p> <p>事務局の方で、制度の補足説明及び提出する資料は、今日出たものの他に、こういうものがあるとか、出来るだけこういう事は考慮して欲しいという、判断のための視点というものがありましたら、いつでもご発言をお願いします。</p> <p>では早速ですが、この5年間の制度をどう見るかという話に、入りたいと思います。この資料がトータルに持つ意味について、委員は教育社会学者なので、データが多い程意見がしっかりとと言われる専門家ですので、もしありましたら、お願いします。二つが持っている意味ですね、1から2と、3とは質の違うものが並べられていますので、それらの持つ意味ですね。</p>
委員	<p>校区の5%枠ですね、送り出す側の5%枠の基本的な考え方は、コミュニティをベースにした教育を守りながら、しかもある程度の自由化というものを、考えていこうという事だったと思います。その時に、校区の変更等の議論をするのかどうかという事が、具体的にはありました。そういう形の議論をするのか、そうではなくて、自由の一定の枠を作って、それを保障していくのかという事で、この校区審議会としては、後の方をとった訳です。校区の変更を何回もやっていく、隣接地域との校区の変更という形よりも、むしろこっちの方が良いのではないか、という形だったと思います。それで、議論としては、どのくらい申請があって、どのくらい流れたかという事が、ある程度データになるであろうと。これを基にして、もし変更が必要であれば3年後、5年後という形で、</p>

今までやってきたと。今日は5年目という事で、この資料を見せて頂きますと、これは、5%枠に収まったかどうかを見ますと、ほぼ収まっていると。但し、いくつかの校区については、オーバーフローしたところもあるという事ですね。これをどう評価するかという、結構難しいですね。例えば、今年度に関しては、小学校区については、その中に収まっていると。中学校については、1人だけ、緑台中学校区で6人のところ7人の応募者があったと、1人だけオーバーフローしているという事ですね。この方については抽選という形で、可哀想と言えど可哀想ですが、そういう形になったと。平成20年度については、少し多かったので危惧していました、川西、多田、緑台中学校については、ひょっとしたら、5%枠を見直す必要があるかどうか、ぎりぎりのところまで行っていたと思います。今年についてはまた元に戻って、制度全体としては、安定的な制度であろうという形になったかなと思います。これが一点。

5%枠を設けた時の前提としては、基本的には兄弟枠も含めて、最大で10%を考えていたんです。10%を超えるのであれば、これはコミュニティとの関係というのが、変わってくるであろうと。つまり、大体二人兄弟が多い訳ですから、一人行ったら兄弟も行くであろうという事で、倍を考えていた訳です。ただ、その分については、思っていた程は、兄弟枠を使っておられないという事が、あるのではないかと思います。そういう意味では、もし自由度を増すという事であれば、例えば7%にするかどうかという事について、今までの数値の流れを見る限りは、そうしても10%以内に収まるのではないかと思います。むやみに数値は触るべきではないと思いますが、もしそういう要請があれば、制度そのものは安定的であると、但しいくつかの校区については、オーバーフローを今までしてきた経緯がある。今言った三つが大体傾向としては、川西と多田と緑台、これは決まったところですよ、が今まで年に一つ、あるいは去年に関しては、三つの中学校区がオーバーフローしていたという事ですね。これが一点。

それをどういうふうに見るかという事について、制度自体は安定的だけれども、そういった三つの校区について、これまで思った以上に、自由を要求する声があったという事があると思います。一方この資料3を見ると、これは資料としては凄く見にくい資料ですので、これを出来るだけ、次回の時まで結構ですので、分類して頂ければと思います。つまり、制度そのものに対する肯定的な意見と否定的な意見、そしてそれ以外の色々な注文の部分というのがありますよね。ですからその辺を見ないと、一つの意見に引っ張られてしまう気がしますので、出来れば、小学校、中学校毎に資料の再整理をお願いできれば、見やすいかなと思います。まあ、会長が仰ったように、概ね賛成というか、意見が多いのではないかと印象を受けました。東京の辺りでは、どんどん自由化の撤退という事で、コミュニティが壊れつつあると、地域で学校を支えるという考えが、

<p>会 長</p>	<p>成り立たなくなるのではないかという恐れの中で、自由化したところを、もう一度元に戻そうという動きがどんどん出ています。そういう意味では、川西の取り組みというのは、ある程度の自由を保障しながら、コミュニティも守るという事で、川西市として誇って良い制度なのではないかと。両方のニーズを満足させる様な形でやってきたと。非常に先進的で、妥協的ではありますが、制度的には安定した制度であったと思います。バランスのとれた意見で、皆さん納得されるところがあるかも知れません。是非これから、色々な意味で、今仰ったような何点かの視点で纏めるご意見を、どんどん賜ればと思います。それで、私は委員とは意見が違いまして、付箋を付けたらこれだけです。なぜこうなるかと言いますと、各々が個性的すぎて、質的すぎて量的分類が難しい部分に印を付けたら、これだけになりました。これは相当なものだと思いますので、委員の提案を、もう一度事務局の方でご検討頂くと同時に、事務局の中にも、分類はそもそも質的にはあんなものが多い以上、不可能だという前提で、質的なものをどう処理するかという、別チームがあっても良いぐらいに思っています。これは非常に重要な問題です。事務局でのデータの扱い方についてのご意見も、可能であれば是非お願いしたいと思います。</p> <p>私が見たところでは、選択という事を必要とするかしないかというところでいけば、大きく分かれていますが、その後の位置付けのところでは、一旦作った制度は、どうしても絶対に制度の合理性、正当性を維持してくれないと、制度は成り立たないという凄く丁寧な追跡があります。この様な理由でこの制度を作った以上はこうして欲しいとかですね。そういう意味での価値付けと追跡の仕方についての、相当熱中した、執心といっても良いくらい、こだわりがあります。丁寧な追跡と評価をこの審議会でも責任を持って考えられればと思います。最初はどうなっているのか、分類は不可能だと思いましたが、今言ったような見方から言うと、こだわりが相当あって、みんな書いておられるのを見ると、一定の見方は、また出来ます。</p>
<p>委 員</p>	<p>私、去年から委員をしてまして、制度を良く理解してないので、事務局に質問ですが、兄弟の優先について、説明を聞きますと5%の枠外での優先かなと理解したんですが、それでよろしいですかね。</p>
<p>事務局</p>	<p>その通りです。5%枠と兄弟優先を足した人数まで、出ても良いですという事になります。</p>
<p>委 員</p>	<p>それともう一点、20年度が若干、他の年度に比べて多くなっていますが、何か特別な事情があったのかどうか、その辺はどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請書に、参考までに申請された理由を書いて頂く欄を設けていまして、それを見る限りでは、特に例年と変わった理由は見受けられませんでした。</p>

会 長	先程委員が、たまたま三つがと云って、説明された部分もありましたが、これは有り得る訳ですね、10年に1度ぐらいは。三つぐらいは多くなりそうなどころがある訳ですが、そういう意味では、偶然にしても確率的には有り得ると。
委 員	先程、委員がお話しされましたが、当初は校区審議会では、学校の校区をどうするか検討するという事で始まったと思います。その中で後者の方、5%枠を優先して、こういう制度を作ったと。本来、校区審議会の在り方としては、こういう形でやっていくのが良いのかどうか、事務局側の考えをお聞かせ下さい。それと、5%がそのまま良いのか、兄弟枠をそのまま良いのかという様な事を、問題という感じで受け止めかけましたが、こういう制度をいつまで続けるのかと。未来永劫続けていくのか、校区は触らずこのままやっていくのかという事を、ある程度たてておかないと、実際これをいつまでやるのかと。子どもの数の推移も当然出てきますね、これから将来的に。そういった場合にどういうふうにするのかと。私は、校区審議会というものは、そんなものではないと思うのですが、その辺のところはどういうふうに考えておられますか。それともう一点、先程から説明されてましたが、この資料を出されている中で、教育委員会としてどういう様な受け止め方をしているのか、どういう問題点があるのか、感じておられたら言って頂きたいのですが。
会 長	要約になるかどうか分かりませんが、校区審議会に付託されている役割は何かという事が一つ、資料についてどの様に受け止めているのかという、教育委員会としてのデータ把握、評価はどうかという事であったと思います。
事務局	委員からご指摘のありました、校区審議会の在り方についてですが、本来規則上では、教育委員会の諮問に応じて、校区の設定、変更に関する事というのが、大きな項目です。また、就学校の指定についてという事も、大きな項目です。過去には懇話会等で統廃合という意見もありました。直近の審議会の校区変更等については、加茂小と加茂西小の統廃合についてご意見を頂き、統廃合した経緯もございます。校区審議会の中では、統廃合というのは、当然、議題になってくると考えています。また、この制度について、いつまでという事ですが、全体的に統廃合を考えると、校区変更も関わってくると思いますので、その辺との整合性もありますが、校区設定が決まっていて、ある程度柔軟な対応というのは必要だと考えています。但し、基本的には、校区審議会でご検討頂く事になるかと思えます。それと、今回、資料を提出した内容についての事務局の思いですが、5年間色々と検証し、この数字を出していますが、抽選で落選される方もおられます。その方の対応についても、先程から若干議論もありましたが、そうしたら、これを何%にすれば救済されるかという事になりますが、例えば、その数字が上がったとしても、ケースによれば落

委員	<p>選される方は出てきますので、そこは、事務局としては悩んでいる部分です。ただ、委員が仰ったように、全体的に学校の安定的な運営という事で、10%という枠の中で、ある程度検討していく事も可能かなとも考えています。</p> <p>今仰ったとおりだと思います。校区を変更する、あるいは、政策を変更するという事がある時には、現在の状況が、改革しなければならない状況かどうかという事をチェックすると。それを限度を超えた形で、著しいアンバランスがあるという状況の中では、改革しなければならないと思います。今回の校区の線引き等の話の前提としては、これは基本的には5%枠を設けた時に、毎年毎年の申請状況が一つの資料になるであろうと。これがあまりにも限度を超えた形で多ければ、これは校区を変更するしかないという状況になっていくであろうと。それはその時の段階で、変更という形を考えれば良いのではないかと。もしも、そうでないという事であれば、それは変更する必要はないと思います。ただし、舎羅林山の様に、新しい事態については、また別途考える必要があると思います。これまでの校区の在り方というのが、一体そのデータに基づいて、データというのは、それぞれの年度の申請状況がデータになると思いますが、それに応じて、それが限度を超えたかどうかという事を判断して、校区の線引きを考えるかどうかという事を、審議しましょうという形だったと思います。そういう意味では、これまでの状況をどう評価するかというところですね、一人でも超えたら崩れたと評価する、そういう考え方も有り得ますし、全体としてどうかという事を、私は安定的な制度だと思いますが、そうでないというご意見もあろうかと思いますが、その辺のところの問題だと思います。</p>
委員	<p>私は最初から関わっていましたので、アバウトではありますが、流れは掴んでいるつもりです。そうしますと、この校区外就学希望制度というのが、そういう制度にしようという始まりは、校区内にいながら近隣の校区へ行くのが便利である、あるいはより近いという希望者が非常に増えてきた、あるいはそういう地区が出てきたと。それまでは、それを一つ一つ、一件一件にと言ったら良いのか、対応してきたが、将来を見越して、制度として作ったらどうかというのが、諮問の一点でした。</p> <p>それからもう一点は、学校に適応しなくなる、行っている学校に、いじめとか色々な問題が起こって、そこに適応しなくなった子ども達を、別の学校へ行くことが出来るようにも、それまでは一つ一つ対応してきたんですね。それがこの制度によって、可能になるであろうというのが、確か二つ目の理由だったと思います。</p> <p>三つ目は、最近みんな若いお父さん、お母さんは働いておられますので、必ずしも校区が子どもの生活圏では無くなってきていると。放課後はおじいさん、おばあさんのところで、見守って貰っているという様な関係から、別の校区の方が便利ではないかという</p>

問題もあったと思います。諮問としては、校区を変更する事が是か非かという様な、従来の校区内で固めている制度を、個別に判断して教育委員会がイエス、ノーを出すのではなく、もう少し制度として決めておけば良いと。一方で、地域の方々、コミュニティと言うんでしょうか、そういう方々は、校区はコミュニティの中心だと、核だと、だからそれが壊される事になってしまうというので、かなりの反対意見も出されました。その中で、現在の制度が出来た訳です。私は、今回、5年目の資料という事で、拝見しまして、20年までは増加傾向にあったのが、21年度は何故減ったのか。そこには、やはり着目しなければならないと思います。たまたまその年には希望者が少なかったという表面の事由だけではなく、その理由は何であるかと。結局この制度は、かなり定着しつつあって、増え続けてきていた訳ですが、それが21年に何故減ったのかという事を考えてみると、それにはこのアンケートを読んだ訳です。そうすると、落とされた人がショックを受けたと、こういう意見が何件か混ざってしまっていて、だから出すのを止めたんだと。全体からすれば大多数はこの制度に賛成で、いい制度だと、自由に選択できるのは良い制度だと、こういう評価がありますが、私はこういう場合には、少数意見こそ注目すべきだと思います。落とされたから申し出しなかったと、減ったのは、ただその年に10年毎に起こるアクシデントだという事ではなく、そこには、本人ないしは保護者の意志があったと思います。ですから、それを今まで決めていた5%枠というところに当てはめて見ると、5%枠は果たして是か非かと、この制度そのものは住民の幸福と言いますか、住民の為に作られる制度ですので、もう少し増やして欲しいという住民の意向が多ければ、増やすのにやぶさかであってはならないと思います。住民がこれはもう止めようと言うのであれば、止める方向にも動ける、朝令暮改はどうかと思いますが、5年目毎の見直しは、そういう意味もあると思います。私はこのアンケートを、大多数の意見よりも、少数意見をチェックするところに重点を置いて、今日の資料1、2を読ませて頂きました。

会 長 今、制度の評価、とりわけこのアンケート部分に、どういう形で出てくるかという議論を仰いました。いかがでしょうか、恐らく、もっと沢山確認したいというご意見があると思いますが。

委 員 すいません、一点、修正の部分があると思います。今の第二点の部分で、今まで認められていた部分については、引越しに伴って前の学校へ行くという事について、かなり柔軟だったんです。もう一つは、イジメなんかに関しては柔軟でしたよね。それが理由で5%枠という事ではなくて、それプラス、それ以外の理由で、これは理由は問わないんですが、柔軟化しようという事ですので。

委 員 仰るとおりです。色々な理由はありましたが。

<p>委員</p>	<p>この5%枠の件ですが、学校側から言わせると、1学年3クラス、あるいは4クラス、これぐらいの学級数が欲しいと。当初見通しで生徒数を読まれた表が出ていましたが、現在、緑台中学校あるいは明峰中学校、その2校において、3クラスあるいは4クラスが確保出来ているかどうか。これは一つチェックではないかと思っています。資料によりますと、結構、緑台中学校の方にも、希望者が増えていると言いますか、あるのではないかと。明峰中学校についても、3クラス維持出来ている。この事については、9教科あるいは部活動等も含めて、最低、先生方が20数名いないと、9教科の確保が出来ないという状況もあります。その事も含めて5年間見えていますと、先程来出ています様に、5%枠は良い形でできているのではないかなと思っています。</p> <p>私は、川西に昭和50年から住んでいますが、地域を大事にする、川西の故郷づくりと言いますか、そういった試行、あるいは、今日もトライやるの会議がありましたが、その時に、中学校区あるいは小学校区が、本当に故郷に思える様な、学校づくりをしていかないといけないという様な意見もありました。そういう点から言いますと、自治会に皆さん入っているか分かりませんが、それぞれの校区、良い感じで行事が執り行われているのではないかと、そこへ中学生、小学生も、活発な参加をしているというふうを受け止めています。5%に対して幅を拡げるとか、あるいはこのまま5%を超えていくのであれば、校区審議の方もしていく必要があるなというご意見を聞いていまして、当分の間は、今の現状で良いのではないかと、そんな事を思いました。</p>
<p>会長</p>	<p>今、こちらの方のご意見でも、微妙なベクトルの違いとか、お互い繋がって、面白い論点が沢山出ています。双方で制度の意味とか、問題点を確かめ合う必要があるかも知れませんが、そういう事も含めて、よろしくお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今、委員から、学校側からのご意見というのがあったと思いますが、この数年間の間に、教育委員会に、それに対する学校から聞こえてきたもの、学校から伝わってきたものというのは、運用上ですよ、例えば子どもさんが来られて、5%枠を使って来られた子どもさんが、どうであったかという情報が無いのかなと。また、この制度を使うことによって、コミュニティから聞こえてきたもの。それと、PTAから聞こえてきたもの。もう一つは、実際に5%枠を使われた、保護者の方から聞こえてきたものというのは、無いのでしょうか。ここには、その時に5%枠を使おうとした方、もしくは就学のアンケートですから、両方入っている訳ですよ。内容を見ればある程度は分かりますが、5%枠を使った結果、数年経ってどうであったかという検証といった事が必要ではないかなと思います。</p> <p>例えば、この運用上、PTAとしては、ある地区から5%枠を使って学校に来られています。その方に関しては、その中で、地区委員というのを作っているわけです。子ども</p>

	<p>の安全を守るために。そして、安全協力員さんも協力して頂いて、少し離れている訳ですから、ある程度のところまで親御さんが送って頂いて、そこから安全協力員さんがフォローさせて頂く様な、そういうソフト的な仕組みもこの制度を運用するに当たって、サポートしているのが事実なんですけど、それでどうのこうのというのはありませんが、教育委員会に対して、運用してきた中で、学校から聞こえてきたもの、地域の方から聞こえてくるものというのは、発言があったら良いと思いますが、教育委員会が集約している情報というものが、有るのか無いのか。無いのであれば、実際に5%が使われた、保護者の方からの意見みたいなものがあれば、判断する上で有難いと思います。</p>
委 員	<p>それについて、保護者の方、個人懇談とか色々な悩みとか、そういった事で、例えば明峰中学校は明峰小、明峰中、他に川西中とか清和台中とか、あるいは多田中から来るんですが、その中で、一時は心配しました。要するに、はみごになるのではないかと、あるいはいじめられるのではないかと、不登校になるのではないかと、色々な心配をしましたが、現時点において若干ある事はあります。ある学校から変わってきた子どもが、そのまま不登校になるというケースもあります。今現在、鋭意努力していますが、ただ、大多数については、4月当初、この中では1校1中なので、他所から来てくれるのは嬉しいと、ここら辺は二つ、三つと意見はありましたが、そういう事を踏まえて貰うと、明峰中校区については、良い形でいっているのではないかと考えています。保護者の方からそういった意見、直接相談を受けたという事はありません、ここ4年間は。</p>
会 長	<p>今の報告で、やはりそこで問題となっている論点というのは、学校の方でも関心を持っておられると。先程来問題となっていました全体の議論で、もう既に審議会自身が校区決定全般についてのポリシーとも言えるような、制度の枠組みみたいなものと、実際の就学に伴う部分についての、学校の方で見ている部分と、コミュニティの方で見ている部分の、色々な問題というものを、各々かたまりで掴んで議論に参加されている訳です。校区審議会というのは、政策部門も担当するが個々のお子さんと個々のご家族の、こうやりたい、これしかないという狭い選択の部分も含めて議論に乗せています。ですから、校区審議会というのは、マクロなところをやるばかりではなく、個々のケースの決着も大事だという議論になっている。この審議会の議論の仕方も、多元的に見えていますよね。ただ言えますことは、相当複雑で、どのレベルでどういう議論が出来るかという事を、丁寧に確認しながらいく必要があるという事です。</p> <p>今回、事務局の方に、他のところから色々な意見が、PTAとかコミュニティからのデータを、どういうふうに捉えておられるかという、ご質問の形もありました。これは、一つのアンケートに付属したデータであるという事を踏まえて、ご意見を賜ればと思います。</p>

委員	今、会長が仰いましたが、確かに当事者と申しましょうか、生々しい声が出ていますが、コミュニティには何もありませんよ。もしコミュニティの方にもこういうものを求められれば、もう少し変わった方向に行くのではないかと。以前に委員をされていた方は、校区に非常に思いがあつて、我々も自分達の住んでいるところに対しては、思いはそれぞれあるんです。まして小学校となれば、なおさら強いです。それを教育委員会として何を問われていますか、そういう事を聞いて頂かないと。
事務局	今、委員の仰った制度設計に当たりまして、市教委からコミュニティや自治会へ意見を照会したかという事について、照会した経緯はありません。
会長	今、各々の委員が代表している基盤の問題と、それら全体を全部合成した場合に、校区審議会の校区というものの利害関係及び、相互の協力関係はどうなるのかという議論に、入ってきていると思います。これは司会の私が何か言う筋ではなくて、むしろ自分の立脚点からご発言なさって、議事の立脚点を書き留めておくと言いますか、記録に残しておく事も意味があると思います。
事務局	先程、委員の方から5年間の、一つの学校としてのご意見が出てきたと思いますが、保護者の方から直接、例えば5%枠について、どうのという事はございません。しかし、私共が考えていますのは、5%で抽選は無かったけれど、それがそれぞれ申請されて、希望のところに行けているという実感は持っています。また、コミュニティの会議でどうのこうのという事はございませんが、この会議で地域並びにコミュニティの代表として出席して頂いていますので、私達は地域の声、コミュニティの声、あるいは保護者の声として受け止めていますので、その点はお願いしたいと思います。
委員	私は、コミュニティから出ているのは事実ですが、コミュニティの内容は全部違うんです。例えば、私の地区は何も関係ないんだと、たまたま代表で出ているという、発言の認識が大分変わってくると思います。むしろこの過去5年間のデータから、一番問題点のある学校区は自ずと出てきているでしょうから、あるいは少なくとももう1年先くらいまでは読める訳ですね。そういうところの代表が出て話して貰った方が、そうでないと実情が分からない。
委員	フォローアップ調査というのは必要だと思います。委員が言われたように、結局家族にとって、子どもにとって、その選択が良かったのかどうか、あるいは、ひょっとしたらその場合は家族だけではなくて、コミュニティであるとか、学校もですが、そういうフォローアップ調査は、データとしては必要だと思います。データだけで見ますと、例えば資料2で、校区外就学希望申請をしたと、平成17年は27人いてますと、平成18年は32人という事でやってますよね。それと、申請をしなかったけれども、したかったという方が、ウに入っているんですね。ウは、「校区外の学校への入学希望について

の5%人数制限があり、また受入校においても受入可能人数の設定があり、この為場合によっては抽選が実施されるため」という事で、これは潜在的に行きたかったという層ですよね。どのくらいあるかと計算してみますと、平成17年では64人ですよ、足したら、27人足す37人ですよ。平成18年では45人、平成19年では55人、平成20年では66人とこれ大体そういう数字ですよ。マキシマムで45から66で、結局、全体の枠としては、5%の中に入っているという事です。但し、細かく見ると、地区毎にオーバーフローしているところがあるはずなんです。このウの回答をした人がどの校区の人なのか、それぞれの校区の申請した人と、ウの答えによっては、かなり泣いている人がいるという事です。マキシマムで考えれば、これで良いのかどうかという判断の材料も併せて、フォローアップ調査と同時に、この潜在的な希望者を含めて、どのくらいそれぞれの地区毎に、枠が本当に正しかったのかどうかというチェックも必要だと思います。

会 長

調査そのものを押さえていく為に必要な、こことここをしっかりと見なければいけないという論点が、相当出てきています。これをリストアップしまして、制度の次のステップを考える上で、動かし得る総量をどこまで、先程から言われている、5%を7%にするかとか、比率の問題も含めまして、トータルには今出ているデータで、どこまで読み取りが可能かという問題がある訳です。この問題は、少し事務局の方でも、そういう意味での制度の持っている流動性ポテンシャルの様なものはどこまで引き延ばせるのか、ある程度5%の場合にどこまで対応できるか、去年と言いますか、20年度が一番の冷や冷やものだった訳ですが、それらも含めて表示する制度枠の柔軟性を、実際にはこの経験から、どこまではどういうふうにするという様な、制度運用の枠の大きさも、見計らって頂く必要があるかも知れません。

事務局

皆様のご質問の中にあつた事で、私なりの解釈で、二点程付け加えさせて頂きたいと思います。まず校区外就学のパンフレットの一番後ろに、事務の流れが載っています。これを順番に見て頂くと、5%制度の意味合いが見えてくると思います。行政側は、自由なところへ就学した方が、本人の為に良いとか、そういう話もありますが、やはりコストの事も考えなければいけません。その辺が、制度としてうまく組み込まれているのはこの話なので、ざっと説明致します。

上から順番に、校区外に出たいと思われる方が、5%を超えない場合、超えた場合という事で、5%の歯止めが掛かっています。5%の範囲内で、出て行く自由を保障している訳です。その次に、出られた方がどこに行くかという事で、受け入れる学校の抽選というのが、次の段階で出てきます。これは何故かと言いますと、受け入れる側に無尽蔵に流入されると、教室が足りないとか、そういう事になって、増築が必要だといった事

になる訳です。これは、いきなりに高額なコストが掛かって、学校運営上成り立たないという事になります。そういう事で、こちらの二段階目の部分というのは、そういう意味で、申し訳ないですが涙を飲んで頂き、総抽選の形になってしまうと、元々のルール通りにして頂くという事になります。これは、コストを抑えるという事が理由です。制度はそういうふうになっていまして、もう一点目の話ですが、お配りした資料の1ページ、既に皆さんお気づきだと思いますが、5年間の合計数字です。左側が異動元、上の段が行き先という事になります。例えば、ざっと見ますと、多田小学校は右の方を見ますと、29人が明峰へ、多田東に1名、緑台へ1名、清和台南に4名行きたいという事で、36名が出て行きたいと言っている訳です。こういう見方をしますと、縦軸横軸で、出て行きたい学校は、多田、多田東、東谷が多かったと。行きたい学校は下の欄を見て頂くと分かりますが、明峰、緑台、牧の台という様な切り口があります。これはどういう事かと言いますと、ここの校区割りで、もしかすると、変更した方が良い校区があるかも知れないなという事が見えてきます。この先、その校区について、元々その校区を弄れば、こういう校区外就学の制度に乗る必要が無くなりますので、納得をして頂けるのかも知れません。ただ、ここで問題なのが、委員の方が仰っていた、コミュニティの問題がありますので、ここで議論して頂く値打ちがあるのかなと考えています。

委員

今の説明で良く分かりました。私はPTAの役員をやりながら、コミュニティの役員もやっていますので、両方の立場、考え方で、意見がその立場で変わってくるんです。個人的には校区外就学希望制度は反対でした。こんなものは必要ないと思っていました。というのは、既に何らかの理由、本当に校区の学校にいれないという理由を持っている子ども達への対応は、教育委員会は、既にやっていただろうと思っています。柔軟に対応されていたと思います。先程言っていたいじめの問題、それと身体の障害の問題であったりとか、そうした問題には、柔軟に対応していたであろうと思いましたが、敢えて5%にすることによって、逆にその子ども達が、あぶれてしまわないかという事が心配でした。5%という制限をしてしまった為に、本当に行かなければならない理由を持っている子どもがあぶれてしまう、これが一番の危惧でした。むしろ柔軟な選択権を教育委員会が持ちながら、こういうものは表に出さない方が、本当の問題というのは、解決出来るのではないかなというのが一つ、当初は思っていました。しかし、既に5%が実施されてしまいました。実施されてしまった時に、この5%の校区外就学というものを、保護者がどう受け止めているかと。これを読んでいくと、学校選択制に移行しつつあるというのが伺えると思います。ですから、学校選択制が本当に正しいのかどうかという、保護者の理解がもっと得られないと、この5%の是非を問うという事が、難しいのではないかとこの事を思っています。学校選択を認めていっている訳では無いんだと。

	<p>そういうものではないんだと。ここの学校が良くて、ここの学校が悪いと、だからこっちに行きます。ここはこんないじめの噂が出ているから、こっちに行きます。この数字が出てきている20年度は、恐らくそういう噂が大きかったのかなと、私なんかはそういうふうを受け取ってしまいます。この学校で何か問題があったのかなと。PTAの間で噂になった事が、何かあったのかも知れない。非常にそういった情報が早いです。ここに出てきているアンケートの回答を見ていると、本当に制度を理解しているのだろうかと疑問になる回答が、ほとんどではないかなと。個人の観点で、個人の受け取り方によっての要望内容が、あまりに多いなというのが、正直これを見た時の実感です。制度を上手に利用しようという気持ちはとても良く分かるんですが、それを過敏に考え過ぎていないだろうかとか、逆にこれは学校に対する不信感でもあり、その学校が良く理解されていない事の裏返しともとれるんですが、もう少し制度を学校側が上手に説明しなければならぬと思いました。</p>
会 長	<p>多面的な評価とアンケートの読み方を含めて、多様な方法があるという事で議論が進行していますが、少し確認しながら進めて頂きたいと思っている事があります。それは、自由記述の意見というのは、どの様な現れ方をするものなのかという事と、これを審議会として議論するにはどういう配慮があるのか、これが一つあります。もう一つは、これは主として、教育委員会の方で、先程お話し頂いた様に、結果的に逃げ出されつつある学校があるという事実と、求められつつある学校があるという事態をどの様に、この審議会として話題に乗せ、どういう議論が可能なのかという事。これは結構難しい問題です。というのは、100%が事実に基づくデータでない、こういうデータも出ていた、その中でなお、そういう二種類のデータの質を考えなければいけない。この場合には、この年度においてはというふうに限定を付けながら、試行実験としてはかなり丁寧に、両方で意見が違ふ人の事だと思ひながら、しかし違ふ人の意見もそこは認められるという議論で、補充して頂ければと思います。</p>
委 員	<p>私はやはり、特定の校区及び学校が、警戒心を持たれているという問題部分と、制度の全体についての応答の中で、3割は何も見えていないけれども意見はありますという意見ですね、それが結構あるという事です。それらは共にそれ自身が完結していて、他のものとあまり関係付けしない方が、良いと思うくらいの意見も結構あります。これから丁寧に審議していく上で、両方についての慎重な配慮と、制度としてはどの様なやり方があり得るのか、その辺を色々ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>先程の話ですが、校区の事で気になる事がありまして、先程から出て行く学校が多い、出て行かれる学校と受け入れの学校で、その中に多田が入っていましたが、この出て行かれていた抽選枠を申し入れられている方々が、どの辺りに住んでいる方なのかという</p>

	<p>事が気になるんです。私の情報の中では、明峰校区に近い多田の地域の方が多いと聞いています。本当に多田小学校に通うには、谷を下りて山を登って、中学校も多分そういう感じを通われると。しかし反対に一つ道路を挟んで向こうに行ったら、明峰小学校、明峰中学校、明峰高校があると。本当にその一つの地域の中で高校まで、地域の方々に見守られながら、小、中、高と過ごす事が出来るという地域に入られると聞いていますが、今上がったところというのは、そういう地域ではないかという事が、一つ気になります。牧の台も多分そうだと思いますが、東畦野山手の方ですかね、これは大分前にも問題になっていたのではないかとという情報もあります。今言った、平野辺りではないかと思いますが、そこに住宅が拓けて、引っ越してこられた子どもさんが大きくなって、その時期がちょうど20年だったのではないかと思ったんです。PTAのお母さん方の情報というのはもの凄く早くて、そういう事になると分かって、抽選に漏れると分かたら、皆さんこぞって抽選をされるのを避けられたり、今回も明峰の方に行かれるのに、抽選は未だ始まっていないのにと、校区審のお話を聞きながら思ったんですが、既に抽選になって、枠がはずれる数を把握されているというところの情報にちょっとびっくりしました。その辺で、こういう方々の地域というのがあるのではないかとということも、皆さんご存じなんでしょうか。</p>
会 長	<p>今の実態の把握とその問題を、年度送りでしっかりと情報は判断されて、既にやられているというところは、一定の把握はここまでしている、あるいは判断としてはこういう事をしていると。教育委員会としてのご意見があれば、よろしく願います。</p>
事務局	<p>委員が仰ったことについて、確かに傾向として申し上げますと、校区境で近くの学校へ行きたいという保護者の方が多いのは実態です。傾向としてはその割合が多くなっていました。</p>
委 員	<p>という事は、校風がどうかという話ではなく、先程言った様に、何故この制度が出来たかという事と、今お母さん達がこの制度を利用されているというところに、かなり相違があるのかなと思いました。</p>
会 長	<p>今のリアルな年度追跡も、可能なところで生々しくきている訳ですが、例えば量的な枠の拡大等を含めた色々な提案なり、議論の仕方は有り得るという事です。これは次回あたりまでに、これら全てを含めた案というのは出るものでしょうか。もし出ないのであれば、こういう意見があったという、質的に違うものの意見の分散幅だけでも議事録に残すなり、見解として纏めるのが良いのでしょうか。かなり丁寧に言及していると、言及可能であり且つ難しい問題が沢山出てくる事は確かですので。やはり今日出してみると、全て事実追跡可能な形で、現に蓄積されている訳です。この問題をどうするという前に、そういう事態の制度実験をやりましたということまでは、言い得るなら言っ</p>

<p>委員</p>	<p>おいた方が良くと思います。</p> <p>この資料1を見ると、10人を超えているところが6カ所あります。加茂から川西、川西北から明峰、明峰から川西北、多田から明峰、多田東から緑台、東谷から牧の台と。これは普通に考えれば、切り方を変えれば、こういうのはなくなるのではないかという事ですよ。しかもボーダーの近いところから来られるという事で、そういう考え方が一つあります。やはりこれは、切り方を変えた方が良くのではないかという、議論のデータにもなり得る。しかし一方で、その枠が5%の中に収まっていると、あるいは希望者も含めて、全体として収まっていると、そうであれば、特に切り方を変えなくても、ニーズは満足されるのではないかという、考え方もあると思います。それからもう一つ、コミュニティの問題があります。コミュニティと学校区を、切り離すべきかどうかという事です。コミュニティを切り離したとすれば、割と自由に設定できます。これは簡単に出来るでしょう。しかし、地域毎に色々な歴史と伝統、あるいは生き方も含めて何か纏まったものがあると、学校がコミュニティの一部であるという考え方が、一方ではあります。その三つぐらいの考え方が、どういうふうに折り合いを持たせるかという事です。一つだけの考え方だと、うまくいかないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>切り方というのは。</p>
<p>委員</p>	<p>要するに校区を変更すると。例えば10人以上入れ替えがあったところであるとか。</p>
<p>会長</p>	<p>すいません、三つの考え方というのを、もう一度お願いできますか。</p>
<p>委員</p>	<p>一つは校区の切り方を変える。もう一つは枠をそのままにすると、パーセンテージは後の議論として。三つ目はコミュニティとの調整ですね。キーワードとしてはその三つぐらいですよ。これはずっと今まで議論してきた内容でもあるんです。繰り返しの議論でもあるんですが。</p>
<p>会長</p>	<p>この様にして、三つの考え方とか、形式化された時には、それは一応言葉でも確認しておくというふうにして、委員の発言の、校区の切り方、枠をそのまま、コミュニティとの調整というふうにして、取り敢えず進むべき方向性の提案が三つほど出ていますというふうにして纏めました。こういう点の議論の進め方は、少なくともこの4年間、本格的にこれで激論をしたことはなかったと思います。もう少しリアルに、希望者を募るやり方をどうか、地域毎のどういう問題解決というふうにして、より具体的な問題の方に進んでいたと思います。しかし、4年間、5年間に渡って議論するとすれば、今、整理された三つの論点で、もう一度仕切り直し出来るのか、やるべきなのか、という事は有り得るでしょう。私はこの三つは、どの原則に立つとしても、残りの二つの原則との調整も含めた言及を、提案者がみんな言い合いながら進まないで、ここで多数の賛同を得るという事には、ならないと思います。これを一つの発言のスタンダードとして、この三つに</p>

委員	<p>気を付けながら、発言して頂くというふうに、お願いしたいと思います。</p> <p>校区の切り方というのは、校区の変更を含めた一つという事ですね。それから二つ目の、枠をそのままにするというのは、パーセントは変動が有り得るという事ですね。枠という事だけはそのままにするけれど、5%とか7%とか、パーセントについては議論の余地があると。</p>
委員	<p>三番目のコミュニティとの調整というのは、</p>
委員	<p>コミュニティと学校とを切り離すかどうかですね。</p>
委員	<p>そもそも一であれば、それで折り合いが付いているんですよ。</p>
会長	<p>一から二、三について、各々が誤解の生まれのないような切り分けを、今、確認されました。上手く整理になっているかどうか分かりませんが、一つは校区変更を含む切り方の問題。二番目が5%の変動、変化を含めた、パーセント変化を含む、現行制度枠の維持ですね。三番目がコミュニティとの調整、つまりコミュニティとの間合い設定を含む調整という事ですね。</p>
委員	<p>コミュニティとの調整というのは、コミュニティと学区とを、切り離して考えるかどうかですね。</p>
委員	<p>絶対に無理ですよ。</p>
会長	<p>これで原理的問題というか、質的な問題の抽出は終わっています。いずれの方もその枠組みで、自分はここの問題についてどうするというふうに、制度議論が出来る場合には提案しながら発言をお願いします。事務局の方では、経過上これまでこの三つについてどういう制度の変化があり、どういう議論の大きなものがあつたかという事を、議事録及び論点設定のところで、制度説明、改題的な短いものを作って頂くと、すっきりするかも知れません。</p>
委員	<p>今日、中間の纏めめ的には、三つの論点を確認するに留めました。この数年の中で、制度そのものをどの様に設計すべき対象として捉えるのか、どこまで何を言うのかという議論は、結構久しぶりでして、全員が一言ずつ言うぐらいのつもりで、委員のご発言を募って、ぱっと止めるというのはどうでしょうか。2回から3回の短い発言で、次回課題とか問題提起を言うというふうにして、発言に参加して頂く。これで回すというのはどうでしょうか。</p>
委員	<p>今、論点が三点出た中で、一番目、二番目の論点は分かります。三番目の論点について、一番目の校区の変更という事が、コミュニティのこともあって、なかなか出来ないの、折衷案的にお互いが柔軟に対応していくというので、この制度が5年前に出来たと。その5年の経緯を見て、今、この審議会ですらどうだったかというところに来ているのに、三つの論点に入ると、また5年前に遡るような。</p>

委員	<p>検証したら、こうになってしまうんですよ。戻ってしまうんです。</p>
会長	<p>今、会長が言われましたが、我々は諮問されて審議しますが、今言っている三つを、教育委員会は諮問できますか。我々が決めて、これについて議論しましょうかという事は出来るんですか。今回は5%枠の5年間についてどうかという話で、今、色々な問題点が出てきて、それについて議論しようという話になってはいますが、それは可能ですか。</p>
委員	<p>今、全体として頷かれました。つまり、見直しというのは、ぎりぎり支えてきたこの5%枠という試行錯誤を含めて、足下から見直すという事を含めてあるという事です。但し、現にある制度の運用が、幼、小関係、小、中関係、小、中、高関係、みんなテーマになっていますので、制度実態から言うと、全部チャラにするという事は、出来る訳がないという意見は、学校側から当然出ると思っています。しかし議論は、ここの審議の議事は、あらゆる討論の、前提の見直しとか、流動化を含めて、一応議論は可能である。但し、落としどころが前より不幸をつくるという事が明らかな場合は、つっぱってもしょうがないという事です。私は、今回だけでもこういう事をきっちりしておいて、議論をやっているというふうに言うべきだと思います。</p>
委員	<p>私は二番目の案が妥当であろうと思っています。理由は、先程言いましたように、現に申請したと、申請したいと、足しても5%枠以内になっていると。ただし、それぞれの校区毎に、細かく見ないと分からないというのが、付帯条件なんです。つまり、5%で足りない学区というのはあるだろうと、それについては、例えばパーセンテージを変えるといった形で、対処できないだろうかと思っています。これは前提としては、前に言いましたように、兄弟枠を含めて10%であれば、学校にそれ程ダメージを与えないであろうという発想で5%が決まったという事がある訳ですから。それと、コミュニティの関係というのは、結構複雑なものがありますので、切り方を変えて、本当に切り方を変えたときに、問題が起こらないかという事が非常に心配ですが、色々なことを考えて、5%は、枠としては維持しておいた方が、割とすんなりと決まるだろうし、みんなが幸せになるのではないかなと思います。</p>
会長	<p>今のところで、5%枠が出来た経過の中での制度予測みたいなものを、もう一度、フレームはしっかり残しておきながら、内部的に調整可能な部分とか、見通しが持てるようなところは何なのかという部分を、設定したという事だと思います。私は、今の委員の意見というのは、大変重要な提言だと思います。制度は試行錯誤の部分が、指先で触る事が出来る部分が、どの様に動いているかという、感触を持って次のステップに行かないと、実験試行というのは出来ませんので、ここは議論の余地と言いますか、丁寧に議論を続けましょうという提案の部分は、納得できる部分があります。</p>
委員	<p>議論を続ける中で、知っておきたい事があります。それは、落ちた人の意見、通った人</p>

	<p>の意見、この二つをフォローしておいた方が、議論し易いのではないかと思います、無理でしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>これはデータの的には可能でしょうか。既にあるデータでそれは出来ますか。それと、何らかのそういうフォローアップの企画が有り得るのであれば、そちらで可能性を探るとい事も残しておいて、検討して頂くと。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料としてお渡ししている分は、新1年生の保護者を対象としていますので、その中で落ちた人、当選した人の区分けはしていません。何らかの方法で、可能かどうか検討したいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>次の時に、こういう三つの事でというお話でしたが、その中で質問ですが、校区の切り方というところで、本来この様な形になる前に、あそこの住宅がいつかそうなるであろうという予測は把握されてると思うのですが、次にそういう事になるであろう地域の資料等は、見せて頂けるのでしょうか。</p> <p>それと、地域のコミュニティの繋がりというところが、私の中で良く分かっていないのですが、地域の方々に子ども達や私達が見守って頂いているという事で、幼稚園、小学校に入って、もの凄く痛感しています。子ども達が安心して学校への行き帰りが出来るのも、地域の方々が見守り隊というボランティアをして頂いているという事で、本当に感謝していますが、今、言ったように、コミュニティというのがどういうところで、どの様になって学校に関わっているというのが、コミュニティ全体というのが一つになっているというのが私の中であったもので、もう少し詳しく噛み砕いて頂けたら、三つ目のコミュニティのというところでお話出来るのかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のご発言で、トータルな状況把握で、補足を是非お願いしたいのは、大開発問題が今後どうなるか、出ていないので今日は議題になっていないのですが、大体どういうふうに予想されるか。そして、コミュニティの方でどなたかお願いしたいのは、コミュニティとの繋がりの問題は、5年間の検証の場合の一番大きい柱になる可能性がありますので、今のご質問に対して、コミュニティと学校との関係について、次の回にやるべき課題の事を仰って頂ければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>コミュニティと学校との関係ですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えば多田コミュニティであれば、矢間2丁目というのが問題になっているところだと思いますが、その子ども達が自動的に明峰校区の方が良いというふうになれば、そのまま明峰校区の明峰コミュニティに入るといだけの事ですよね。</p>
<p>委 員</p>	<p>そんな単純にはいかないんです。</p>
<p>委 員</p>	<p>そう単純にいかないところの理由が、何故なのか分からなかったもので。</p>
<p>委 員</p>	<p>コミュニティと校区を切り離して考えると、東谷は今、諮問されていますが、21自治</p>

会 長	<p>会の内4つが校区が変わるかも知れないのですが、恐らくそのままなれば、東谷コミュニティは崩壊すると思います。4自治会700戸ぐらいが他所の校区へ行けば、コミュニティの今の形を維持出来ないと、私は心配します。端的に言いますと、校区とコミュニティの範域を切り離すと、崩壊するコミュニティが結構あると思います。</p>
委 員	<p>今現実のコミュニティの、近い将来の展望について、相当危機意識を込めた意見があったと思います。コミュニティの問題は難しい。それと開発の問題については、次回にも一定の大きい規格がどのように進行するかについての、予測は予測として、次の5年ぐらいの見通しの中で、このテーマがどういうふうに位置付いているかという様な、教育委員会事務局としての中期把握ですね。5年点検的な開発予測、これをどなたかお願いします。もちろん市長サイドと云々というのはあると思います。しかし、この時点で事務調整をする人間として、言い得る予測幅はあるはずですので。</p>
事務局	<p>議論がだんだん大きくなってきて、1回では無理だと思うのですが。この議論をどうやって収束させるのか、このデッドラインというのはいつですか。あと1回で纏まるような議論ではないですよ、1年間かけてやる議論ですよ。事務局として会議の持ち方について展望をお聞かせ願えますか。</p>
委 員	<p>新年度に入って、引き続き審議をお願いしたいと考えていますが、いつまでにとというのは申し上げにくいのですが、22年度入学児童生徒の校区外就学事務が始まるのが10月ですので、それまでにはある程度の方向性を頂ければ。4月、5月が期限という事ではなく、若干の余裕は持っています。また、冒頭に申し上げました、ステラヒルズ川西関係の動向もありますので、それと平行しながら議論を頂く事になると思いますので、よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>今この問題提起されて、皆さん集まってこられたのは、5年間の見直しなんです。予測してどうこうするというのは、これは付帯かも知れませんが、余力があれば良いと思います、期間的、時間的にも。予測を含めた見直しというのは、無理だと思います。予測というのは、確立にも満たない様な、想像ぐらいのものでありますから。ステラヒルズでもありました様に、今日の経済や色々な状況から見ると、予測は無理だと思います。</p>
会 長	<p>今、委員が仰った件で、予測というのは、大規模団地等であれば開発計画等が出てきますが、計画段階のどこの時点で公表出来るかという事も、当然、所管がありますので難しいところがあります。また、ミニ開発については、なかなか予測できませんので、その辺りについてはご配慮頂ければありがたいです。</p>
会 長	<p>今の進行を確認しますと、原則は5年間の制度施行の見直しであり、その他の大きな変動要素等々は色々ありますが、これら全てのフレームについて再検討、総ざらえの見直しでは無く、5年間の施行の見直しという事で、何が議論出来るか。そして、事務局か</p>

事務局	<p>ら提案された時間の余裕は、10月以降の制度施行という事を予定に入れた、見直しというふうに言われたと思いますので、4月、5月という切り方では無いという理解ですが、よろしいですか。</p>
事務局	<p>事務局の内情で申し訳ありませんが、審議会の回数が限られていまして、その中で22年度の入学予定というのが、9月頃から事務手続きに入りますので、それまでに方向性が決まれば、対応出来るというスケジュールとなっています。</p>
会長	<p>今、より明確に区切られて、9月頃までに、見直しを確認して欲しいという事です。これは22年度計画が動くという事を予定した場合はこれだと。先程の発言よりは少し狭くなりましたが、1、2ヶ月という事ではなく、この範囲でと。</p> <p>今日はかなり制度実験、施行実験の部分もありましたので、意見が非常に活発であったというところもあります。私が思うところは、しっかりと中間点検はやってみて、というふうに思わないと、特に考えますのは、日本全国で人口減が始まって25年間は続きます。これらを含めて、川西でどの様な計画を持つのかというのは、結構今が正念場で、冷静な討論の場を作っていかないとまずいという気持ちは持っていますので、よろしくお願ひします。今日はどうもありがとうございました。</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。